

しゃきょう

令和5年3月1日発行 第463号

発行 八丈町社会福祉協議会

八丈町三根2番地

TEL 04996-2-2609

FAX 04996-2-4655

心配ごと相談 TEL 2-5000

Eメール info@8jo-syakyo.or.jp

HP http://8jo-syakyo.or.jp/



社協では令和2年度～6年度に掛けて、第3次みつわ計画に基づき事業を行っていきます。

お引っ越しをされる皆様へ

福祉バザー物品寄附のお願い

受付可能な物品の例



※上記の他に、タオル・シーツ、おもちゃ、ベビー用品、小型家具（一人で持てる物）等。

バザー販売物品の受付について

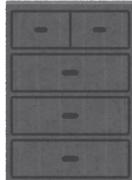
福祉バザー販売物品のご寄附について
は、8月以降を予定していますが、3月は
引っ越しをされる方に限定して、受け取
ります。主に左記のような品物を受け取
るので、ご協力をよろしくお願いします。

しかし、多くの方にご好評の大型家具の
販売については5年度は行いません。楽し
みにされている方々には申し訳ありません
が、ご了承ください。なお、一人で持てる
小型家具は受け取れます。

5年度は福祉バザー開催予定

物品の「」寄附に関するお願い

受付不可な物品の例



大型家具



汚れのあるモノ



壊れたモノ

そこで、ご寄附くださる皆様には極力仕
分け作業を減らす為に、寄附物品は状態の
良い物品のみに限定していただきますよう
お願いします。
福祉バザーには大変多くの物品をご寄附
頂いていますが、その仕分け作業には膨大
な時間が掛かります。

福社バザーは、社協の移送サービスや給
食サービスなどの地域福祉事業の財源とし
て、収入を確保する為に始まりました。
長年の開催継続によって、多くの皆様に
愛され、社協の広報や資源のリサイクルに
も大きな影響を与えるイベントになつてき
ました。しかし、その反面で本業の福祉活
動にも影響が出るようになつてきました。
大変勝手なお願いではございますが、今
後もバザーを継続出来るようになつてきました。
(菊池孔介)



地域福祉権利擁護事業の「」案内

「こんなことで困っていますか?」

- ・ 福祉サービスの利用方法、手続きがわからぬ。
- ・ 最近、よく通帳のしまい場所を忘れてしまった。
- ・ 家賃や電気、ガス代を忘れずに払いたい。

このようないつこことのお手伝いをするサービスが社協にあります。物忘れなどの認知症の症状や知的障がい、精神障がい、高次脳機能障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方がご利用の対象になります。

※ご本人との契約によるサービスとなりますので、利用意思があり契約内容を理解し判断できることが必要です。

〈援助の内容〉

■ 基本サービス

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料のお支払いをお手伝いします。

福祉サービスについての情報提供、助言。

福祉サービスを利用する時や、やめる時の手続き。

福祉サービス利用料を支払うための手続き。

利用料（基本料金）

援助の内容	利用料
①福祉サービスの利用援助 [基本サービス]	1回1時間まで 1,500円 1時間以上は30分ごと600円を加算
②日常的金銭管理 サービス [オプション サービス]	1回1時間まで 3,000円 1時間以上は30分ごと600円を加算
	1ヶ月 1,000円

※生活保護世帯の利用料についてはお問い合わせください。

- ・ 年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印等。
- ・ 書類等預かりサービス
※オプションサービスは、基本サービスに加えてご利用いただけますが、オプションだけのご利用はできません。

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等のお支払いのお手伝いをします。

社会福祉協議会の担当専門員が相談を受け、ご本人の希望を聞いて契約書や支援計画を作ります。契約後は、生活支援員がお宅へ訪問してお手伝いします。
お手伝いの方法は内容に即して、「相談・助言・情報提供」「連絡調整」「同行」「代行」「代理」等を行います。また、地域福祉権利擁護事業の利用が難しくなった時には、成年後見制度に関する情報提供を行います。

契約締結前の「相談や、支援計画の作成などは無料ですので詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

TEL 2-5000 担当 山田



寄附者一覧

「」寄附いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様からいただきましたご寄附は、高齢者や障がい者の方々の在宅福祉サービスなど、島の福祉のために大切に使わせていただきます。

山下 剛男 殿（大賀郷）

100,000円

亡母（きし子殿）の

忌明けに際して



今回は毎月発行している広報紙「しゃきょう」の作り方を特集します。

なぜ、広報紙「しゃきょう」を配っているの？

「しゃきょう」は八丈町社協からの大事なお知らせや特別な行事などのご報告や日頃から行っていることをお知らせする、島民と社協を繋ぐとても大切な広報です。



SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やインターネットで沢山の情報が手に入る時代ですが、紙媒体として全島に配布することで、それらを利用しない方でも社協の情報をることができます。また、職員が自分で考えて記事を作る事で社協のことがより深く伝わると思っています。

〈「しゃきょう」の工夫〉

①掲載記事を話し合う会議

お伝えする内容（福祉バザー）

やその他行事の開催のお知らせや、事業報告など）を決めます

が、なかなか掲載記事が決まりず、会議が長引く」ともあります。

す。

②紙面の具体的な内容やレイアウトや内容を作成していきます。

③添削・推敲

職員が添削をし、誤字・脱字やレイアウト、

内容などを赤字

で修正します。

記事としての見

やすさや、内容

をより良い物に

するため、何度も

修正していくま

す。ここから完

成までの道のり

も長いです。

④完成

画像は、7回

の添削・推敲を重ねています。

③の1枚目の写

真と比べると見

やすくなっています。

最初の記事から

何度も修正し、

見やすい記事に

なるように職員一丸となり完成させています。

「しゃきょう」作成はとても頭を悩ませるものですが。ただ、皆様に読んでいただく記事を作ることで自分自身の成長にも繋がると考えています。この記事で広報紙「しゃきょう」に興味を持つていただけた幸いです。

約1年に渡り掲載をしてきました「社協つてなあに？」シリーズの連載は今月号で終了とさせていただきます。

社協で行っている事業に関して知らないことが多くありました。記事を作成することで少しづつ理解することや知ることができます。とても勉強になりました。短い間でしたが記事を読んでいただき、ありがとうございました。（小林磨世）

寝たきりや障害により、外出が困難で理髪店などに出かけられない者などに対し、美容師、理容師を派遣し、その整容を援助することにより清潔の保持を図り、日常生活の質の向上に寄与する目的と定めています。

（対象者）本サービスの対象者は、寝たきりや障害により、外出が困難な者で、その整容にとって訪問理容が認められた者と定められています。

（従事者）理髪サービスの従事者は、社会福祉協議会と業務委託契約を結んだ美容師・理容師となります。

（料金について）理髪サービスの料金は本来3,500円となっていますが、社協が2,000円を補助しております。当日ご用意していただく金額は1,500円となっています。訪問した理容師・美容師にお渡しください。

（対象者）寝たきりや障害によって外出が困難な方で美容師・理容師を派遣し、その整容を援助することにより、清潔の保持を図り、日常生活の質の向上に寄与することを目的と定めています。

（従事者）サービスの従事者は、社会福祉協議会と業務委託契約を結んだ美容師・理容師となります。

（料金について）サービスの料金は3,500円となっています。令和4年6月15日現在は3名の美容師・理容師と委託しています。

3月のサロン日程

3月のサロンは、左記の日程で実施する予定です。ご参加をお待ちしています。

・坂下地域 3月20日（月）

10時～11時30分

社協第2事務所

・坂上地域 3月23日（木）

10時～11時30分

中之郷公民館

【お問い合わせ】 Tel 2-2609

担当 菊池



ボランティアコーナーだより

スクール出前報告

11月～1月に大賀郷小学校、三根中学校で実施した「スクール出前」の内容を報告します。

大賀郷小学校スクール出前

4年生の児童を対象に、11月10日（木）は「高齢者疑似体験」、11月17日（木）には「車いす体験」を2人1組となり体験者・介助者の役割を交替して行いました。「高齢者疑似体験」は体育館で、80歳位の高齢者になつた状態を疑似的に体験するため用具を装着して『階段の昇り降り』『指定の用紙に氏名を書く』『財布から小銭を出す』等を行いました。

「車いす体験」は車いすについて説明をし、障害物を設置したコース等で自走・介助方法、体育館外のスロープ等で介助方法について学習しました。



スロープでの車いす体験



財布から小銭を出す体験

三根小学校スクール出前

4年生の児童を対象に12月2日（金）に「アイマスク体験」を行いました。



平井保次さんの話しを聞く様子

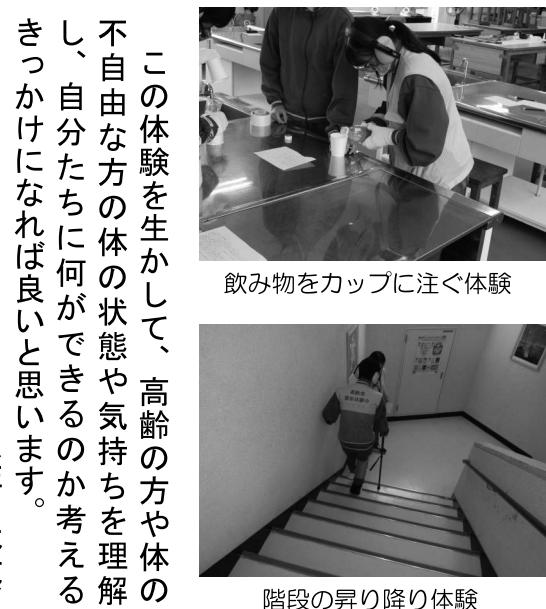


点字ブロック上の歩行体験

2年生の生徒を対象に1月23日（月）に家庭科の授業で家庭科室や廊下、階段、玄関を使い「高齢者疑似体験」を行いました。『階段の昇り降り』、『ペットボトルの蓋を開けカップに注ぎ飲む』、『上履きから下履きに履き替える』等7つの内容を行いました。

三原中学校スクール出前

2年生の生徒を対象に1月23日（月）に家庭科の授業で家庭科室や廊下、階段、玄関を使い「高齢者疑似体験」を行いました。



※ゆうちょ銀行の各種手数料改定に伴い、保険料を現金で払い込みする場合、1件ごとに110円の手数料が加算されます。
詳しくはお問い合わせください。
【お問い合わせ】TEL 2-5000
担当 沖山

ボランティア保険更新のご案内

この体験を生かして、高齢の方や体の不自由な方の体の状態や気持ちを理解し、自分たちに何ができるのか考えるきっかけになれば良いと思います。
(佐々木攻)

社会では、ボランティア保険の窓口となり加入手続きを行っています。

令和5年度のボランティア保険は4月が更新月なので、継続して保険を掛ける方は3月中に加入手続きをお願いします。令和5年4月1日から1年間有効となります。(ボランティア活動前日に保険を掛ける事もできます)